

サービス分類	サービス内容区分	審査基準					
		内容	対象	資格	サービス提供場所	補助基準	
1-1 親も子ども楽しむ交流事業	121 親子で楽しむ リズムック	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムのすべてが、親子一緒に遊んだり、作ったり、体を動かしたりなど楽しめるものであること ・親と子で楽しめるだけではなく、複数の親子の交流がもてる内容であること。 	就学前の子どもと親【3組以上】	—	区内・隣接区市※1	補助基準1-1	<ul style="list-style-type: none"> ○参加した親子が、すべての時間を一緒に過ごすことができるプログラムであり、「補助基準1-1(別表3)」に掲げる内容を満たすこと。 ○サービスの内容が、主に子どもの知能を早期に伸ばすための知育を目的としたサービスではないこと。 ○親または子どもの、習い事や稽古事として、特定の知識・技能の習得を目的としたもの、もしくはそれに偏重したサービスでないこと。 ○参加者名簿を作成し、子どもごとの参加状況を把握すること。 ○実施したプログラム内容を記録しておくこと。 ○専門資格が必要なプログラム内容である場合は、子育て相談・子育て講座等に準じて資格を証明する書類を提出すること。 ○会場となる施設的环境や、付帯設備、備品、使用する材料や機材等は乳幼児の安全対策に配慮すること。 ○開催時は、子どもの安全管理の担当者を配置し、子どもを見守る体制を整えていること。 ○材料費は「事由別基準2(別表4)」を満たすこと。 ○オンラインサービスは「事由別基準(別表4)」を満たすこと。 ○平成31年4月以降に申請するサービスについては親子1組3,000円以下、1人追加大人2,000円、子1,000円以下(税抜)の料金設定であること。
	122 親子で楽しむ ことば交流						
	123 親子で音を 楽しんで交流						
	124 親子で楽しむ ものづくり交流						
	125 親子でからだを 動かして交流						
	126 親子で楽しむ その他の交流						
1-2 親子の集い事業	131 親子の集いの場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の親子同士や妊婦同士、子育て中の親子と妊婦の出会いをサポートし、交流を深めることにより身近な地域で子育てを通じたつながりができること。 ・地域の身近なところがあり、気軽に行きやすい環境であること。 	就学前の子どもと親、妊婦	保育士、助産師、看護師、子育て支援員、幼稚園教諭(必要な場合)	区内・隣接区市※1	補助基準1-2	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の身近なところがあり、気軽に行きやすい環境にあること。 ○原則として予約することなく利用できること。 ○週1日以上定期的に開催し、事前に開催日が適切に告知されていること。 ○妊婦を受け入れる施設は、妊娠・出産や子育てに関する情報提供ができる専門のスタッフ(保育士、助産師、看護師、子育て支援員、幼稚園教諭)が施設内に常駐すること。 ○参加した子どもたちや妊婦の衛生対策(感染症予防等)に十分配慮するとともに、施設、遊具等の安全・清潔を確保し、乳幼児の親子が利用しやすい工夫(授乳・オムツ替えコーナー等)があること。 ○施設や遊具等の写真(jpg等電子データ可)を必要に応じて提出すること。 ○子育てに関する情報提供、子育て・親子参加のプログラムの提供など参加者が集いやすい工夫があること。 ○「補助基準1-2(別表3)」に規定した役割を担う複数のスタッフがいること。 ○参加者名簿・プログラム等の記録を整備すること。 ○スタッフがかわっても継続できるような引継ぎ事項がわかるものを作成すること。 ○不測の事態に備え、緊急連絡や災害時の誘導など利用者の安全を守ること。 ○施設概要図(フロア平面図、建物配置図等)を提出すること。 ○オンラインサービスは「事由別基準(別表4)」を満たすこと。 ○平成31年4月以降に申請するサービスについては親子1組1時間1,000円以下(税抜)の料金設定であること。
1-3 親子で楽しむ地域イベント	141 観劇・人形劇・コンサート	不特定の乳幼児の親子を対象とした、地域の中で行われる観劇やコンサートやお祭り、その他イベントであること	就学前の子どもと親、妊婦【25組50人以上】	—	区内・隣接区市※1	—	<ul style="list-style-type: none"> ○観劇・コンサートを通じて、サービス提供側と参加者あるいは参加者同士の地域での交流が見込まれること。 ○原則、乳幼児の親子や妊婦を対象とした内容であること。 ○妊婦を対象とする場合は、乳幼児の親子を対象とし妊婦の参加も可能なコンサート又はマタニティコンサートに限定する。 ○子どもや妊婦に対しての衛生対策(感染症予防等)に十分配慮するとともに、不測の事態に備えて安全が確保できるスタッフの体制が取れていること。 ○「季節のイベント・お祭りなど」や「その他のイベント」は、開催会場が杉並区内であること。 ○サービス開催ごとに杉並子育て応援券サービス承認申請書を提出し、承認を得ること。 ○平成31年4月以降に申請するサービスについては、観劇・人形劇・コンサートは親子1組1回3,000円以下(税抜)、季節のイベント・お祭り・その他のイベントは親子1組1回1,000円以下(税抜)の料金設定であること。
	142 季節のイベント・お祭りなど				区内		
	143 その他のイベント						

※1 「隣接区市」とは、世田谷区、渋谷区、中野区、練馬区、武蔵野市、三鷹市をいう。

サービス分類	サービス内容区分	審査基準					
		内容	対象	資格	サービス提供場所	補助基準	その他
親（妊婦を含む）サポートのサービス	2-1 産前・産後の支援	203 産前・産後のからだを動かす講座	産後1年程度までの母親、妊娠20週以降の妊婦【3人以上】	インストラクター	区内・区外とも可	—	<p>「妊婦対象（産前）の講座」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊娠20週以降の妊婦を対象とし、参加者は必ず主治医の指示（承諾）を受けること。 ○不測の事態に備え、開催会場付近の医療機関（産婦人科、小児科等）や助産所の情報を事前に把握しておくこと。 <p>「産後の講座」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産後1年程度までの母親のみを対象としていること。 <p>「共通事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産前と産後の講座をひとつのサービスで実施する場合で、参加者に妊婦がいる時は、感染症予防等に充分配慮すること。 ○産婦人科医等の専門家によって推奨又は監修されたプログラムである場合は資料を提出すること。 ○指導を行うのは、プログラムの監修者等の訓練を受けて資格を取得している者とする。 ○母体に無理がかからないような配慮のあること。 ○参加者同士が交流できるプログラムがあること。 <p>○オンラインサービスは「事由別基準（別表4）」を満たすこと。</p>
	204 産前・産後の日常生活のお世話	産前、産後の母親に代わって行う家事援助や乳児のお世話など	産後1年程度までの母親、妊婦	—	区内・区外とも可	—	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦、産後の母親や乳児の身の回りのお世話などを支援するため、妊娠期、産後の母親の接遇などの研修を実施していること。 ○妊婦や乳児への衛生対策（感染症予防等）に充分配慮すること。 ○訪問時間中の事故に備え、緊急連絡体制を整えること。 ○現に1年以上の活動実績のある一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、医療法人、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、助産所が実施するサービスであること。
	205 日帰り産後ケア	出産後の母体ケアや育児の不安を解消するための助産師によるケア	産後6ヶ月未満の子どもと母親	国家資格	区内・隣接区市※1	—	<ul style="list-style-type: none"> ○助産師によるケアが必ず受けられること。 ○マンツーマンでの相談ができる個室を備えていること。 ○相談者が安全に利用できる施設であること。 ○児童福祉法に定められた第1種又は第2種助産施設であること。 ○希望者には食事を提供できること。 ○施設概要図（フロア平面図、建物配置図等）を提出すること。 ○現に1年以上の活動実績のある一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、医療法人、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、助産所が実施するサービスであること。 ○他院で出産した母親の受入れもすること。
	206 短期宿泊による産後ケア	宿泊による母体・乳児ケア、育児指導、カウンセリング	産後6ヶ月未満の子どもと母親、妊婦	国家資格	区内・隣接区市※1	—	<ul style="list-style-type: none"> ○24時間体制で助産師によるケアが受けられること。 ○旅館業法、食品衛生法及び医療法による許可を受けた児童福祉法に定められた第1種又は第2種助産施設であること。 ○緊急時に備え、医療機関又は医師（産婦人科医・小児科医等）と連携していること。 ○現に1年以上の活動実績のある一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、医療法人、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、助産所が実施するサービスであること。 ○他院で出産した母親の受入れもすること。
	207 妊産婦タクシー	タクシーによる妊産婦の外出支援	産後1年程度までの母親、妊娠	—	区内・隣接区市※1	—	<ul style="list-style-type: none"> ○応援券利用は、ゆりかご券のみ利用可とする。 ○道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。 ○東京23区及び武蔵野市・三鷹市を営業区域とした事業者であること。 ○利用者に24時間365日対応していること。 ○陣痛時にかかりつけ病院へ移送する場合は以下を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ病院を事前に登録できること。 ・利用者の登録料が無料であること。 ・かかりつけ病院までの運賃と迎車料金であること。 ・乗務員は、産婦人科医・保健師・助産師の監修による研修や東京防災救急協会の救急救命士によるマタニティーサポート講習を受講し、社内での破水等の事態に対応できること。
2-2 家事援助	208 家事援助	調理・洗濯・掃除等日常の家事全般の援助	就学前の子ども、親、妊婦	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ○家事を支援することで、親が子育てのしやすい環境を整える主旨を子育てに伝えること。 ○日常の家事として、調理・洗濯・掃除(3項目必須)、買い物等(任意)を全般的に提供できる、地域の自主団体、NPO及び民間事業者等が実施するサービスであること。 ○妊婦への衛生対策（感染症予防等）に充分配慮すること。 ○訪問時間中の事故に備え、緊急連絡体制を整えること。
2-3 子育て相談	201 出産・母乳育児相談	出産の準備、産後の育児、母乳等に関する相談であること	就学前の子ども、母親、妊婦	国家資格	区内・区外とも可	—	<ul style="list-style-type: none"> ○出産の準備、母乳や育児相談を必要とする母親（妊婦）を対象としていること。 ○相談者の資格については、助産師とする。 ○相談を受ける場合は、衛生対策（感染症予防等）に充分配慮すること。 ○所管の保健所に、助産所開設届を提出していること。 ○事業者名は、開設届に記載されている名称とすること。 <p>○オンラインサービスは「事由別基準（別表4）」を満たすこと。</p>

※1 「隣接区市」とは、世田谷区、渋谷区、中野区、練馬区、武蔵野市、三鷹市をいう。

サービス分類	サービス内容区分	審査基準						
		内容	対象	資格	サービス提供場所	補助基準	その他	
親（妊婦を含む）サポートのサービス	2-3 子育て相談	211 国家資格者による子育て相談	子どもの発育に関する相談、育て方に関する相談など、親の子育てに関する相談であること	就学前の子どもの親、妊婦	国家資格	区内・区外とも可	—	○相談担当者は、国家資格取得者(助産師、保健師、看護師、歯科衛生士、保育士、精神保健福祉士、公認心理師、幼稚園教諭とする。 ○相談する場所は、相談窓口など不特定多数が利用し、定期的・継続的に開設している場所とする。 ○関係法令に定められた各資格者の業務の範囲内での相談であること。 ○国家資格者が個別訪問を行うのは、相談者の状況により承認した場所に来ることができない場合に限る。 ○発達障害など特別支援が必要な相談は、その相談に対応する資格や実績などを個別に判断する。ただし、国家資格者以外の相談担当者による個別訪問を認めない。 ○電話による相談は、不可とする。 ○オンラインサービスは「事由別基準(別表4)」を満たすこと。
		213 子育て中の親へのカウンセリング	育児不安・負担感、仕事と育児の両立の不安など、親が持つ子育てに関する悩みや不安についてのカウンセリングであること	就学前の子どもの親、妊婦	公認心理師・臨床心理士等	区内・区外とも可	—	○相談する場所は、研究所や相談窓口など不特定多数が利用し、定期的・継続的に開設している場所とする。 ○相談担当者は、公認心理師、臨床心理士、産業カウンセラー、子育て(心理)カウンセラー等のカウンセリングの専門資格を有するスタッフとする。 ○個別訪問は、原則不可とする。 ○電話による相談は、不可とする。 ○オンラインサービスは「事由別基準(別表4)」を満たすこと。
		212 子どもの口腔ケアの健康相談とフッ素塗布	子どもの口腔ケアの健康相談と自由診療のフッ素塗布で、区が承認した時間(最低20分以上)であること	就学前の子どもの親	国家資格	区内開業のみ	—	○杉並区歯科医師会が定める健康相談で説明する内容については、申請の際にその概要を提出するとともに、実施状況を記録しておくこと。 ○応援券利用は、子どもごとに1年度内1回であること。 ○健康相談とフッ素塗布を別の日に行っても1回とみなす。
		218 子どもの健康相談と小児はり	子どもの「夜泣き」「かんのむし」等の諸症状の緩和のために、国家資格者のはり師が行う健康相談と小児はりの施術	就学前の子どもの親	国家資格	区内開業のみ	—	○子育て相談の一環として行うサービスで、健康相談と施術を合わせて30分以上のサービスであること。 ○応援券の利用は、子どもごとに1年度内1回とし、利用上限額は3,000円(税抜)までとする。
子育て講座	2-4	214 子育て基本講座・講演会	出産、育児、家族問題、親の役割など子育ての基本となるテーマを掲げた講座や講演会	就学前の子どもの親、妊婦【3人以上】	国家資格	区内・隣接区市※1	補助基準2-4	○「子育て基本講座・講演会」は子育て中の親を対象とした内容であること。それ以外の講座については、乳幼児の子どもを対象とした内容であること。 ○各講座の資格は、「補助基準(別表3)2-4」の講師資格のとおり。 ○講師プロフィール(資格)を明記し、必要に応じて資格証の写しを提出すること。 ○妊婦が参加できる講座については、母体の衛生対策(感染症予防等)に十分配慮すること。 ○親の資格取得等スキルアップのための養成講座でないこと。 ○「ベビーふれあい講座」に関しては、「補助基準(別表3)2-4」の内容であること。 ○「乳幼児・妊婦のための食育講座」に関しては、「補助基準(別表3)2-4」の内容であること。 ○オンラインサービスは「事由別基準(別表4)」を満たすこと。 ○平成31年4月以降に申請するサービスについては1人1回3,000円以下(税抜)の料金設定であること。
		215 ベビーふれあい講座	ベビーやキッズへのマッサージやサインなどを通じて親と子のコミュニケーションを深めるための講座		国家資格、インストラクター			
		216 乳幼児・妊婦のための食育講座	食育の観点から実施する離乳食や幼児食など調理講座(実習付含む)		国家資格			
		217 その他子育てサポート講座	子育てに役立つ講座、親子や親子同士の絆を深めることを目的とした講座やワークショップなど		国家資格等			
子どもを預かるサービス	3-1	301 ひととき保育	保育施設、幼児施設、子ども・子育てプラザなどの特定の施設で、一時的に子どもを保育すること	就学前の子どもの親【定員設定有り】	保育士等	区内・隣接区市※1	補助基準3-1	○特定の施設とは以下の施設とし、詳細は「補助基準3-1(別表3)」のとおりとする。 ・児童福祉法に基づく認可保育所 ・児童福祉法に基づく児童厚生施設 ・東京都や杉並区が運営費等を助成している認証保育施設等 ・東京都に認可外保育施設として届出を行っている施設 ・学校教育法に基づく幼稚園 ・東京都が認可している幼稚園類似の幼児施設 ・区市町村が定める設置運営基準を満たした小規模保育(A型・B型)事業者及び事業所内保育事業者 ○対象は一時的な保育(預かり)のみとし、月ごめの保育料を設定した保育については不可とする。 ○幼児施設で実施している一時保育(預かり)については、通常の保育とは別のプログラムとなっており、在園児以外の定員枠を設定していること。 ○利用料金は、1回ごとの支払いを原則とし、月謝制は不可とする。ただし、実績に応じて月末に一括して支払うことは認める。 ○施設概要図(フロア平面図、建物配置図等)を提出すること。
		302 幼稚園での一時保育・一時預かり						
		303 病児・病後児保育						
		307 子育てサポートセンターでの一時保育						
		308 保育施設などでの一時保育						

※1 「隣接区市」とは、世田谷区、渋谷区、中野区、練馬区、武蔵野市、三鷹市をいう。

サービス分類	サービス内容区分	審査基準						
		内容	対象	資格	サービス提供場所	補助基準	その他	
子どもを預かるサービス	3-2 イベントなどの託児サービス	304 イベントなどの託児サービス	3-1の特定の保育施設以外の場所で、子どもを一時的に保育すること	就学前の子ども 【定員設定有り】	保育士等	区内・区外とも可	補助基準3-2	<ul style="list-style-type: none"> ○現に一時保育等に1年程度の活動実績のある地域の自主団体、NPO及び民間事業者等が実施するサービスであること。 ○保育場所は、専用の部屋を確保し、採光・換気など子どもの保健衛生、危険防止、騒音防止などに十分配慮された環境であること。また、イベント会場と同一会場内であること。 ○保育時間は、4時間を超えない範囲で設定すること。 ○保育定員及び保育対象者に対する保育者の配置基準は、「補助基準3-2(別表3)」の基準による。 ○配置基準に規定した保育者のうち、保育対象者の10人に対して1人以上を有資格者(保育士、看護師、保健師、助産師のいずれかの資格を有する者)とする。ただし、子どもの数が10人に満たない場合も有資格者を1名以上配置すること。
	3-3 自宅での託児サービス	305 自宅での託児サービス	保護者の居宅等において子どもを一時的に保育すること	就学前の子ども	保育士等	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ○現に一時保育等に1年程度の活動実績のある地域の自主団体、NPO及び民間事業者等が実施するサービスであること。 ○コーディネート機能を有する職員を配置して、認可外保育施設指導監督基準に定める有資格者(保育士、看護師)、または都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む)その他の機関が行う研修を含む)を修了した者により事業を行うものであること。 ○自宅での託児サービスに従事する者は資格証(写し可)または研修修了証を利用者へ提示する事。 ○訪問時間中の事故に備え、緊急連絡体制を整えていること。 ○適切な研修を実施する体制を有し、派遣保育従事者の保育技術と資質の向上に努めていること。 ○利用者(保護者)の居宅以外でサービスを実施する場合は、乳幼児の安全確保ができること確認し、利用者承諾の上で実施すること。 ○認可外の居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター業)を行う事業所を設置している事業者は、事業所(居住地)のある都道府県知事、政令指定都市又は中核市市長に、認可外保育施設設置届等必要な届け出を済ませている「受理書」の写しを提出すること。
	3-4 幼稚園での体験型保育	306 幼稚園での体験型保育	2歳児以上の未就園児に対し、幼児施設が行う体験保育	就学前の子ども 【定員設定有り】	幼稚園教諭等	区内・隣接区市※1	補助基準3-4	<ul style="list-style-type: none"> ○2歳児以上の未就園児を対象とした集団保育であること。 ○体験保育の施設は学校教育法に基づく幼稚園、東京都が認可している幼稚園類似の幼児施設であり、「補助基準3-4(別表3)」の基準を満たしていること。 ○利用料金は、1回ごとの支払いを原則とし月謝制は不可とする。ただし、実績に応じて月末に一括して支払うことを認める。
その他	4-1 その他	401 就学前の乳幼児のインフルエンザ予防接種	就学前の乳幼児のインフルエンザ予防接種	就学前の子ども	国家資格	区内開業のみ	—	<ul style="list-style-type: none"> ○国の承認を受け、医療品副作用被害者救済制度が適用されるワクチンに限る。

※1 「隣接区市」とは、世田谷区、渋谷区、中野区、練馬区、武蔵野市、三鷹市をいう。